

○平成26年度 実地指導における指摘事項（共通）

<岐阜圏域>

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	共通	3 運営	領収証について	H12. 6. 1老発第509号 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」	領収証について、居宅サービス計画を作成した事業所名及び医療費控除の対象金額が記載されていないため、対象となる利用者に係る領収証に居宅サービス計画を作成した事業所名及び医療費控除の対象金額を記載すること。
2	共通	3 運営	事故報告について	岐阜県「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」	骨折等の重篤な事故について県への報告が行われていない事例があったため、病院にかかるような重篤な事故に関しては、所管の県事務所に報告すること。
3	共通	3 運営	利用料金について	H12. 3. 30老企第54号 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」	「その他の日常生活費」を徴収する場合は、利用者（入居者）又はその家族の希望に基づき当該費用にかかるサービスを行うとともに、選択制である旨を運営規程及び重要事項説明書に明記すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	訪問介護	1 人員	訪問介護員の配置	条例第77号第6条	訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5人以上確保すること
2	訪問介護	1 人員	管理者の出勤の記録がない	条例第77号第7条	管理者が法人の代表・役員等であっても、出勤の記録をすること。
3	訪問介護	1 人員	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に併設される事業所の人員について	条例第77号第30条	人員については、有料老人ホームと訪問介護事業所との勤務時間が明確になるようにすること。
4	訪問介護	3 運営	重要事項説明書	条例第77号第9条	サービス提供の開始に際しては、あらかじめ、運営規程の概要等の重要事項を記した文書を利用者等に交付し、同意を得ること。また、重要事項説明書には、事故発生時の対応等についても記載すること。
5	訪問介護	3 運営	受給資格等の確認	条例第77号第12条	サービスを提供する場合は、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間、認定審査会の意見についてを確認すること。
6	訪問介護	3 運営	身分を証する書類の携行	条例第77号第19条	全ての訪問介護員について身分証を作成し携行させること。
7	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	条例第77号第23条、第24条	訪問介護計画に対する評価が適切に実施されていない事例が見受けられたので、実施状況の把握を行い、適切に訪問介護計画の変更等を行うこと。
8	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	条例第77号第24条	訪問介護計画については、利用者又は家族に理解しやすい方法で説明を行うとともにその実施状況や評価についても説明を行うこと。
9	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	条例第77号第24条第1項、基準要綱第3の1(3)ス(ア)	利用者ごとの訪問介護計画に具体的なサービスの内容及び所要時間を明確に位置づけること。
10	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	条例第77号第24条第1項	訪問介護計画書の作成はサービス提供責任者が行うこと。
11	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	条例第77号第24条第2項四	訪問介護計画書には期間を定め、実施状況について確認を行い、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うこと。
12	訪問介護	3 運営	訪問介護計画書の未作成、同意なし	条例第77号第24条第1項、第2項	訪問介護計画が作成されないまま、訪問介護サービスが行われた事例があった。今後、サービス提供責任者は全ての利用者について訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、その同意を得ること。また、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿った訪問介護計画とすること。
13	訪問介護	3 運営	計画書の交付	条例第77号第24条第2項	訪問介護計画書を作成した際には、当該計画書を利用者に交付すること。
14	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第30条第1項	月ごとの勤務表は作成されているが、内容が不十分であった。勤務表には日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係・サービス提供責任者である旨等を明確にすること
15	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第28条第1項第1号	全ての従業者の勤務予定についてシフトをあらかじめ作成した上で業務に従事させること。
16	訪問介護	3 運営	共用タオルの設置	条例第77号第31条第2項	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。しかしながら、事業所においては職員用トイレで共用タオルを使用していることが確認された。ついては、感染症を予防するため、使い捨てタオルを備える等の措置を講ずること。
17	訪問介護	3 運営	掲示	条例第77号第32条	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制等の重要事項を掲示すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
18	訪問介護	3 運営	秘密保持	条例第77条第33条第2項	利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、利用者だけでなく、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
19	訪問介護	3 運営	苦情処理	条例第77号第36条	重要事項説明書について、苦情受付担当者及び苦情解決責任者が誰であるか明確に記載するとともに、受付窓口に岐阜県国民健康保険団体連合会を追加すること。
20	訪問介護	3 運営	苦情処理	老企第25号第3 ー3(23)①	苦情に対する措置の概要については、重要事項説明書等に記載するだけでなく、事業所内に掲示すること。
21	訪問介護	3 運営	マニュアル	条例第77号第38条	事故・事件、食中毒・感染症等対応マニュアルについては、「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」を参考に見直しを図ること。また、インフルエンザやノロウイルスに対するマニュアルは別途作成すること。
22	訪問介護	3 運営	マニュアル	条例第77号第38条	介護事故の報告、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）の報告について、事故対応マニュアルに沿った基準での報告が作成されていないため、基準に沿って事業所内の管理部門に報告すること。また、介護事故等については、現状把握と対応方法を評価し当該対応の見直しを行う等、事故の再発防止に努めること。
23	訪問介護	3 運営	サービス内容の偏り	条例第77号第5条、第23条の2	特定の援助に偏らないよう体制を確保すること。
24	訪問介護	3 運営	個別に行われていない行為	老企第36号第2の2(1)、老振第76号	複数人に対し行われた行為については訪問介護サービスとしては認められない。指定訪問介護として請求するにあたっては、原則一人の利用者に対して訪問介護員が1対1でサービス提供を行うこと（要件を満たす場合は同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行うこともできる）。
25	訪問介護	3 運営	従業員の健康診断の未実施	条例第77号第31条第1項	労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断を実施すること。
26	訪問介護	3 運営	研修の未実施	条例第77号第30条第3項、第98条第3項	従業員の資質向上のための研修の機会を確保すること。
27	訪問介護	4 報酬	標準的な時間での算定	第20条第1項 告示第19号別表1注1	訪問介護計画書及びサービス提供記録に基づき請求業務を行うこと。
28	訪問介護	4 報酬	初回加算	告示第19号別表1二	初回加算の算定にあたりサービス提供責任者が同行した場合は、その旨記録すること。
29	介護予防訪問介護	3 運営	キャンセル料の徴収について	条例第77号第21条第4項、第29条第1項第4号	介護予防訪問介護サービスにおいては、キャンセル料の徴収が認められていないので、契約書上キャンセル料は要介護者のみを対象とすることを明確にすること。
30	介護予防訪問介護	3 運営	介護予防訪問介護のモニタリングの結果報告未実施	条例第78号第41条第2項第四号、第五号	介護予防訪問介護計画に記載したサービス提供を行う期間が終了するまでに少なくとも1回はモニタリングを行い、モニタリングの結果を記録すること。また結果の記録については、介護予防サービス計画を作成した事業者にも報告すること
31	訪問入浴介護	3 運営	受給資格の確認	条例第77号第58条（第12条準用）	利用者の受給資格等の確認について、居宅介護支援事業所から得た情報ではなく、被保険者証において被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認すること。
32	訪問入浴介護	5 その他	変更届	法第75条、第115条の5	事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令（介護保険法施行規則第131条及び第140条の19）で定める事項に変更があった場合には10日以内に、届け出ること。
33	訪問看護	3 運営	計画書利用者交付	条例第77号第68条第2項第三号	訪問看護計画を作成した際は、当該訪問看護計画書を利用者に交付すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
34	訪問看護	4 報酬	サービス提供体制強化加算	老企第36号第2の4(23)	サービス提供体制強化加算に係る看護職員の研修計画については、事業所において研修内容の全体像を明確化するとともに、各職員の研修状況を事業所として把握し適切に記録に残すこと。
35	訪問リハビリテーション	3 運営	重要事項の説明	条例第77号第82条(第9条準用)	重要事項の説明において、利用者の同意は得られているが説明を行って同意を得たことが確認できないため、説明者(職氏名)の記載に努めること。
36	居宅療養管理指導	3 運営	利用料の区分	条例第77号第89条第1項	領収書を確認したところ、指定居宅療養管理指導の利用料と調剤料金の区分が不明確であったため、明確に区分して記載すること。
37	居宅療養管理指導	3 運営	介護支援専門員への情報提供	条例第77号第90条(第64条第1項準用)、老企第36号第2の6(3)①	指定居宅療養管理指導を提供した都度、介護支援専門員への情報提供を行い、その記録を残すこと。
38	居宅療養管理指導	3 運営	運営規程	条例第77号第88条	運営規程を定めていなかったため、定めること。
39	居宅療養管理指導	3 運営	重要事項の説明	条例第77号第90条(第9条準用)	重要事項説明書を作成していなかったため、重要事項説明書を作成し、利用申込者に説明の上交付するとともに利用申込者の同意を文書で得ること。
40	居宅療養管理指導	3 運営	掲示	条例第77号第90条(第32条準用)	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制等の重要事項を掲示すること。
41	居宅療養管理指導	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第90	勤務表が作成されていないため、勤務表を作成すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	通所介護	1 人員	勤務表	条例第77号第98条第1項	勤務表に常勤・非常勤の別及び職種を記載し、それぞれの職種における勤務時間を勤務表に明記すること。
2	通所介護	2 設備	感染症対策	条例第77号第101条第2項	共用タオルを廃止し、使い捨てタオルを使用する等の措置を講ずること。
3	通所介護	2 設備	消防設備	条例第77号第93条第1項	非常口や消火器の前に物が置かれている状況が確認されたため、避難経路や消火設備を再確認の上、避難や初期消火の妨げにならないような措置を講ずること。
4	通所介護	2 設備	避難訓練	条例第77号第100条	非常災害に関する具体的計画を立てた上で、定期的に避難、救出その他必要な訓練を確実に実施すること。
5	通所介護	3 運営	運営規程	条例第77号第97条	運営規程に苦情に対応するために講ずる措置に関する事項を定めること。
6	通所介護	3 運営	運営規程	条例第77号第97条	運営規程に延長サービスを行う時間を明記すること。
7	通所介護	3 運営	運営規程・重要事項説明書	条例第77号第97条、第103条（準用第9条第1項）	利用者より支払を受ける費用に関しては、運営規程及び重要事項説明書に明記し、両者の記載の整合性を図ること。
8	通所介護	3 運営	運営規程・重要事項説明書	条例第77号第103条（準用第32条第1項）	事業所の見やすい場所に運営規程、重要事項の掲示を行うこと。
9	通所介護	3 運営	重要事項説明書	条例第78号第103条（準用第9条第1項）	重要事項説明書内で介護予防サービスについての説明がされていなかったため、介護予防サービスに係る重要事項説明書を別に設けるか、あるいは既存の重要事項説明書に内容を加える等により、措置を講ずること。
10	通所介護	3 運営	個人情報の利用	条例第77号第103条（準用第33条第2項）	利用者及び家族の個人情報について、利用者及び家族代表者の同意を得ること。
11	通所介護	3 運営	従業員の秘密保持	条例第77号第103条（準用第33条第1項）	退職後も守秘義務があることを誓約書中に明確に規定し、全ての従業者より誓約書を提出させること。
12	通所介護	3 運営	記録の保存期間	条例第77号第102条第2項	契約書内で記録の保存期間を2年と規定していたため、当該記録を整備した日から5年間保存する等規定を改めるとともに、規定どおりの期間保存すること。
13	通所介護	3 運営	苦情処理	条例第77号第103条（準用第36条第1項、第2項）	利用者の声を幅広く受け止め、記録として残し、研修等で苦情報告の充実を図る等、事業所として苦情に適切に対応できる体制を整えること。
14	介護予防通所介護	3 運営	介護予防支援事業者への報告	条例第78号第105条第2項第4号、第5号	利用者の状態やサービスの提供状況等について少なくとも一月に一回は指定介護予防支援事業者に報告すること。
15	通所介護	3 運営	勤務実績	条例第77号第98条第1項	全ての従業者について、出勤簿を作成するなどして勤務実績を記録すること。
16	通所介護	3 運営	運営規程	条例第77号第97条	苦情に対応するために講ずる措置について規定するとともに、運営規程の変更を届出ること。
17	通所介護	3 運営	通所介護計画	条例第77号第96条第3項	通所介護計画に対する評価を実施すること。
18	通所介護	3 運営	通所介護計画	条例第77号第96条第1項	通所介護計画の作成に当たっては、提供するサービス内容をすべて記載すること。
19	通所介護	3 運営	通所介護計画	条例第77号第96条第2項第2号	通所介護計画を作成した際には利用者の同意を得ること。
20	通所介護	3 運営	サービス提供に係る時間の記録	条例第77号第103条（準用第20条第2項）	実際のサービス提供の開始時刻及び終了時刻を利用者毎の日々の介護記録等に明確に残すこと。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
21	通所介護	4 報酬	個別機能訓練計画(Ⅱ)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10厚生省告示第19号)別表6注7、H12.2.10厚生労働省告示第25号十一、H12.3.1老企第36号第2の7(7)	個別機能訓練計画(Ⅱ)に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とするのではなく、生活機能の維持・向上を目的とすること。また、計画の内容及び実施状況については、3月ごとに1回以上評価を行い、利用者又は家族に対して説明し、記録を行うこと。評価内容については、当該利用者を担当する介護支援専門員に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえて計画の見直しを行うこと。
22	通所介護	4 報酬	個別機能訓練計画	H12.2.10厚生労働省告示第25号十一、H12.3.1老企第36号第2の7(7)、H24.12.26条例第77号第96条	個別機能訓練計画には、通所介護計画における目標とは区別して、個別機能訓練における目標を設定すること。
23	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算(Ⅰ)	H12.2.10厚生省告示第19号別表6の注7、H24.3.13厚生労働省告示第96号第11号イ(1)	指定通所介護を行う時間帯を通じて、当該事業所として常勤専従の機能訓練指導員を配置したうえで、加算を算定すること。
24	通所介護	4 報酬	若年性認知症利用者受入加算	H12.2.10厚生省告示第19号別表6の注8、H18.3.14厚生労働省告示第127号別表6の注3	40歳以上65歳未満の者であって、初老期における認知症であるものを対象に当該加算を算定すること。
25	通所介護	4 報酬	人員欠如	H12.3.1老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」H24.12.26岐阜県条例第77号第92条第1項第3号、第2項及び第3項	介護職員について、必要な数の1割の範囲内で連続して2月間基準を下回る介護職員の配置となっていたため、適切に配置すること。
26	通所介護	5 その他	屋外におけるサービス	条例第77号第95条、第96条、第103条(運用第17条)、H11.9.17老企第25号第3-六-3-(2)-④	指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であることから、あらかじめ居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けられ、効果的な機能訓練等のサービスが提供できる場合に限り事業所の屋外でのサービスを提供すること。
27	介護予防通所介護	5 その他	キャンセル料	条例第78号第97条	介護予防通所介護に対するキャンセル料金の徴収は認められないため、重用事項説明書及び契約書のキャンセル料金の規定を見直すこと。
28	通所リハビリテーション	1 人員	勤務表	条例第77号第134条(準用第98条第1項)	勤務表に常勤・非常勤の別及び職種を記載し、それぞれの職種における勤務時間を勤務表に明記すること。
29	通所リハビリテーション	1 人員	勤務実績の記録	条例第77号第134条(準用第98条第1項)	管理者(医師)の勤務実績の記録を残すこと。
30	通所リハビリテーション	2 設備	感染症対策	条例第77号第132条第2項	共用タオルを廃止し、使い捨てタオルを使用する等の措置を講ずること。
31	通所リハビリテーション	2 設備	消防設備	条例第77号第134条(準用第100条)	非常口や消火器の前に物が置かれている状況が確認されたため、避難経路や消火設備を再確認の上、避難や初期消火の妨げにならないような措置を講ずること。
32	通所リハビリテーション	3 運営	運営規程	条例第77号第131条第1項第5号	時間延長サービスを行う場合は、運営規程に時間延長サービスを行う時間を明記すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
33	通所リハビリテーション	3 運営	運営規程	条例第77号第131条第1項第5号	苦情に対応するために構ずる措置に関する事項を運営規程に定めること。
34	通所リハビリテーション	3 運営	運営規程・重要事項説明	条例第77号第134条(準用第9条第1項)	利用者より支払を受ける費用に関しては、運営規程及び重要事項説明書に明記し、両者の記載の整合性を図ること。
35	通所リハビリテーション	3 運営	個人情報の利用	条例第77号第134条(準用第33条第2項)	利用者及び家族の個人情報について、利用者及び家族代表者の同意を得ること。
36	通所リハビリテーション	3 運営	従業員の秘密保持	条例第77号第134条(準用第33条第1項)	退職後も守秘義務があることを誓約書中に明確に規定し、全ての従業者より誓約書を提出させること。
37	通所リハビリテーション	4 報酬	運動器機能向上加算	H18.3.14厚生労働省告示第127号別表6ハ、H18.3.17老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号別紙1第2の7(2)	概ね3月程度で達成可能な長期目標及び概ね1月程度で達成可能な短期目標を明確に設定し、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回あたりの実施時間、実施形態等を具体的に計画に記載すること。
38	介護予防通所リハビリテーション	5 その他	キャンセル料	条例第78号第118条(準用第9条、第96条)	介護予防通所リハビリテーションに対するキャンセル料金の徴収は認められないため、重用事項説明書及び契約書のキャンセル料金の規定を見直すこと。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	短期入所生活介護	3 運営	運営規程・重要事項説明書、利用料金	第77号第139条、第141条、第151条、第159条、第164条	運営規程及び重要事項説明書に記載がないにもかかわらず徴収している利用料金があったため、双方の書類に記載し、重要事項説明書については利用者の同意を得ること。また、運営規程及び重要事項説明書の整合性を図ること。
2	短期入所生活介護	3 運営	勤務体制	第77号第165条第1項	勤務表上、各従業者の常勤・非常勤の別を明記すること。
3	短期入所生活介護	3 運営	勤務体制	第77号第165条第1項	医師についても、出勤簿等で勤務実績の記録を残すこと。
4	短期入所生活介護	3 運営	勤務体制	第77号第136条第1項、第165条第1項	看護職員は、常勤換算方法により確保すべき人員が定められているため、看護職員と機能訓練指導員を兼務する者については、それぞれの職種における勤務時間を勤務表に明記し、看護職員としての常勤換算数を算出できるようにすること
5	短期入所生活介護（ユニット型）	3 運営	勤務体制	第77号第165条第1項	勤務表上、ユニットリーダーを明確にすること。
6	短期入所生活介護	2 設備	居室の用途	第77号第138条第3項及び第4項	介護老人福祉施設の入所者と、併設する短期入所生活介護事業所の利用者が混在している居室が見受けられた。併設本体施設と共用が可能な設備に居室は含まれないため、居室を他の事業の用途に供さないこと。
7	短期入所療養介護	3 運営	運営規程	第77号第186条	運営規程に、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めること

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	福祉用具貸与	2 設備	福祉用具の保管場所	条例第77号第234条第1項、第2項	すでに消毒がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分し、適切に保管管理を行うこと。
2	福祉用具貸与	3 運営	運営規程	条例第77号第238条、第244条（準用第9条第1項）	運営規程と重要事項説明書の記載の整合を図ること。
3	福祉用具貸与	3 運営	福祉用具の保管・消毒	条例第77号第241条第3項	福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行われる場合において、契約書中に保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保する内容を取り決めること。
4	福祉用具貸与	3 運営	福祉用具の消毒	条例第77号第241条第2項、第4項	委託業者に消毒の具体的方法及び消毒機材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成させ、消毒を行わせるとともに、消毒委託業者の消毒業務の実施状況を定期的に確認し、実施状況を確認した記録を整備し保管すること
5	特定福祉用具販売	3 運営	運営規程・重要事項説明書	条例第77号第256条（準用第242条第1項）	運営規程、重要事項説明書を事業所の見やすい場所に掲示すること。
6	特定福祉用具販売	3 運営	重要事項説明書	条例第77号第256条（準用第9条第1項）	特定福祉用具販売の重要事項説明書を作成すること。
7	特定福祉用具販売	3 運営	特定福祉用具販売計画	条例第77号第254条	全ての利用者に対し特定福祉用具販売計画を作成すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	居宅介護支援	3 運営	サービス担当者会議	省令第38号第13条第1項第9号	居宅サービス計画を新規に作成した場合、居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定を受けた場合、及び利用者が要介護状態区分の変更認定を受けた場合においては、サービス担当者会議等を適切に開催すること。
2	居宅介護支援	3 運営	医療サービスを位置づける場合	省令第38号第13条第19号	居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合には、主治の医師等の意見を求め、その記録を残すこと。
3	居宅介護支援	3 運営	福祉用具貸与・販売の居宅サービス計画への位置づけについて	省令第38号第13条第21号、第22号	居宅サービス計画に福祉用具貸与・販売を位置づける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具が必要である理由を位置づけこと。また継続して利用し続ける理由を居宅サービス計画に記載すること。
4	居宅介護支援	3 運営	勤務体制	省令第38号第19条	勤務表が作成されていないので、原則として月ごとに作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしておくこと。
5	居宅介護支援	3 運営	従業員の秘密保持	省令第38号第23条	非常勤職員の退職後の秘密保持について、取り決められていることが確認できなかったため、必要な措置を講ずること。
6	居宅介護支援	3 運営	秘密保持	省令第38号第23条第3項	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合の当該家族の同意を得ていない事案があった。利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。
7	居宅介護支援	4 報酬	入院時情報連携加算	告示第20号 別表二、老企第36号 第3の12	入院時情報連携加算に伴う支援経過には、「情報提供した」とだけ記録があるが、面談で行ったのか、それ以外の方法により情報提供したのか判別がつかないため、議事録等の作成や支援経過への具体的な記録を行うこと。
8	居宅介護支援	4 報酬	退院・退所加算	告示第20号 別表ホ、老企第36号 第3の13	退院・退所加算に伴う支援経過には、「情報提供書を受けた」という記録があるが、情報提供を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った議事録等が確認できなかったため、具体的な記録を行うこと。
9	居宅介護支援	4 報酬	退院・退所加算	老企第36号第3の13	利用者の退院時に、居宅サービス計画が作成されていないため、算定する際は適切に居宅サービス計画を作成すること。
10	居宅介護支援	4 報酬	特定事業所集中減算の判定書類未作成	老企第36号第3の10	特定事業所集中減算の判定のための書類を作成していなかった。毎年度2回の判定期間において減算適用の可否を判断するための書類を作成し、2年間保存すること。
11	居宅介護支援	5 その他	変更届	法第82条	運営規程に変更があったにもかかわらず、変更届が行われなかったため、変更を行った際は10日以内に変更届を提出すること。

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	介護老人福祉施設	3 運営	運営規程・重要事項説明書、利用料金	第79号第7条、第14条、第29条、第47条、第52条	運営規程及び重要事項説明書に記載がないにもかかわらず徴収している利用料金があったため、双方の書類に記載し、重要事項説明書については利用者の同意を得ること。また、運営規程及び重要事項説明書の整合性を図ること。
2	介護老人福祉施設	3 運営	運営規程	第79号第29条	運営規程に緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続の規定がされていないため、運営規程に身体的拘束等を行う際の手続を規定すること
3	介護老人福祉施設	2 設備	居室の用途	第79号第6条第1項及び第3項	介護老人福祉施設の入所者と、併設する短期入所生活介護事業所の利用者が混在している居室が見受けられたため、混在がないように改善すること。
4	介護老人福祉施設	3 運営	勤務体制	第79号第53条第1項	職員の常勤・非常勤の別が不明確であったため、各従業員の常勤・非常勤の別を、勤務表に明記すること。
5	介護老人福祉施設（ユニット型）	3 運営	勤務体制	第79号第53条第1項	勤務表にユニットリーダーが誰か明記されていないため、ユニットリーダーを勤務表上明確にすること。
6	介護老人福祉施設	4 報酬	看取り介護加算	H12.3.8老企第40号第2の5(24)	看取り介護加算の算定に当たっては、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の多職種連携を図るため、看取り介護中の入所者の状態について記録やカンファレンスを行うこと。
7	介護老人福祉施設	4 報酬	個別機能訓練加算	H12.3.8老企第40号第2の5(11)	個別機能訓練加算の算定に当たっては、常勤専従の機能訓練指導員を配置すること。
8	介護老人保健施設	3 運営	運営規程・重要事項説明書、利用料金	第80号第7条、第14条、第29条、第46条、第51条	運営規程及び重要事項説明書に記載がないにもかかわらず徴収している利用料金があったため、双方の書類に記載し、重要事項説明書については利用者の同意を得ること。また、運営規程及び重要事項説明書の整合性を図ること。
9	介護老人保健施設	3 運営	苦情対応	第80号第38条第1項、第2項	利用者からの苦情や要望について、個々の利用者のサービス提供記録にしか記録されておらず、対応状況や施設内で情報共有の実施の有無が不明確であったため、苦情や要望を受け付けた場合は、施設で定められた苦情対応様式に記録を残し、施設内における情報共有を図ること。
10	介護老人保健施設	3 運営	利用料金	第80号第14条第3項第6号	「電気エアマット」「特別なエアマット」にかかる電気代の徴収は介護保険料に含まれるべきであり、別途、自己負担とすることは適当ではないため、利用料金を見直すこと。
11	介護老人保健施設	3 運営	重要事項説明書	第80号第7条第1項	重要事項説明書において、算定があるにもかかわらず説明書にない加算が見受けられたため、算定を行う加算については、その内容と費用について重要事項説明書に記載し、利用者の同意を得ること。
12	介護療養型医療施設	3 運営	運営規程	第81号第28条	運営規程に、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めること
13	介護療養型医療施設	3 運営	運営規程	第81号第29条第2項	雇用契約書等がない医師が見受けられたため、全ての医師と文書により雇用契約等を交わすこと。
14	特定入居者生活介護	3 運営	利用料金	第77号第205条第1項、同第2項、第220条第1項	金品の預かりサービス、立替え払いを行う場合にあっては、その手続き等を定めておくとともに、あらかじめ利用者又は家族から文書により同意を得ること。また、立て替えた内容を示す根拠となる請求書・領収書の控えを保管すること。
15	特定入居者生活介護	3 運営	運営規程	第77号第216条第1項第7号	運営規程に、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めること
16	特定施設入居者生活介護	3 運営	運営規程・重要事項説明書、利用料金	第77号第125条、第209条、第216条	運営規程及び重要事項説明書に記載がないにもかかわらず徴収している利用料金があったため、双方の書類に記載し、重要事項説明書については利用者の同意を得ること。また、運営規程及び重要事項説明書の整合性を図ること。